

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会設立総会・第1回総会 結果概要

1 日 時

令和4年5月11日（水）13：30～14：20

2 場 所

ダイヤモンド滋賀 バンケット会場

3 出欠状況

出席者 117名

（会長1・副会長5・常任委員39・監事2・顧問3・参与22・委員32・委任状13）

欠席者 17名

4 設立総会

〈説明事項〉

①国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

②甲賀市開催競技および開催予定施設

③開催準備経過

④第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催に向けたスケジュール

⑤第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会組織図

〈報告事項〉

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会
設立趣意書

〈議 事〉

①第1号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会会則（案）

承認

②第2号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会委員名簿（案）

承認

〈その他〉

質問・意見等なし

5 第1回総会

〈議 事〉

- ①第1号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市開催基本方針（案）

承認

- ②第2号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会令和4年度事業計画（案）

承認

- ③第3号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
令和4年度収支予算（案）

承認

- ④第4号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

承認

〈報告事項〉

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会
事務局規程

〈その他〉

質問・意見等なし

総会風景



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

甲賀市準備委員会

設立総会・第1回総会



日時：令和4年5月11日（水）午後1時30分

場所：ダイヤモンド滋賀 バンケット会場

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

設立総会

【説明事項】

- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 . . . P2
- ・ 甲賀市開催競技および開催予定施設 . . . P4
- ・ 開催準備経過 . . . P5
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催に向けたスケジュール . . . P8
- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会組織図 . . . P9

【報告事項】

- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会設立趣意書 . . . P10

【議事】

第1号議案

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会会則（案） . . . P11

第2号議案

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会委員名簿（案） . . . P16

第1回総会

【議事】

第1号議案

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市開催基本方針（案） . . . P21

第2号議案

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会令和4年度事業計画（案） . . . P22

第3号議案

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会令和4年度収支予算（案） . . . P24

第4号議案

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案） . . . P25

【報告事項】

- ・ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会事務局規程 . . . P26

設 立 総 会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

甲賀市準備委員会設立総会 次第

1. 開会
2. 設立発起人紹介
3. 設立発起人代表あいさつ
4. 説明事項
 - ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要
 - ・甲賀市開催競技および開催予定施設
 - ・開催準備経過
 - ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール
 - ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会組織図
5. 報告事項
 - ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会設立趣意書
6. 仮議長選出
7. 議事
 - 第1号議案
 - 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会会則（案）
 - 第2号議案
 - 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会委員名簿（案）
8. 閉会

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後と同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン、マスコットキャラクター

○大会名称：第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

※国民体育大会は、令和6年に佐賀県で開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

○愛称：「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」

○スローガン：「湖国の感動 未来へつなぐ」

○マスコットキャラクター：「キャッフィー」・「チャッフィー」



3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となり、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および会場地市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 開催時期等

【国民スポーツ大会】

○開催時期：9月中旬～10月中旬

○開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

○開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後

○開催期間：3日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（37競技）

○毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

○隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレー射撃（第79回大会ではボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ソフトバレーボール、カローリング、スポーツ拳法、インディアカ等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技：14競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。

知的障害者バドミントン、スポーツウェルネス吹矢、ゴールボール等

甲賀市開催競技および開催予定施設

【 国民スポーツ大会 】

○正式競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム	共同開催 (近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、日野町)
ゴルフ	少年男子	ベアズパウジャパン カントリークラブ	単独開催
サッカー	少年女子	水口スポーツの森 陸上競技場	共同開催 (大津市)

○特別競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
高等学校野球(軟式)	—	甲賀市民スタジアム	共同開催 (高島市)

○公開競技

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
グラウンド・ゴルフ	全種別	水口スポーツの森	単独開催

○デモンストラレーションスポーツ

競技名	種別	開催予定施設	開催形式
ソフトバレーボール	—	水口体育館	単独開催
カローリング	—	水口体育館	単独開催

【 全国障害者スポーツ大会 】

○正式競技

競技名	障害区分	開催予定施設	開催形式
フライングディスク	身・知	水口スポーツの森	単独開催
ボッチャ	身	水口体育館	単独開催

開催準備経過

年 月 日	経 過 概 要
平成25年 2月14日	県知事が県議会（平成25年2月定例会）の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明
平成25年 3月22日	県議会（平成25年2月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成25年 4月11日	滋賀県、滋賀県教育委員会及び公益財団法人滋賀県体育協会会長から文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出
平成25年 7月24日	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
平成25年10月31日	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会設立総会・第1回総会および第1回常任委員会開催
平成26年 5月26日	第1回国体開催準備市町担当者連絡会開催 第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第2回常任委員会および第2回総会開催 主会場【総合開・閉会式、陸上競技】を彦根総合運動場に決定
平成26年11月20日	第2回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 4月24日	第3回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成27年 8月31日	第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会第3回常任委員会および第3回総会開催
平成27年12月25日	第4回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成28年 8月 3日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第4回常任委員会および第4回総会開催
平成28年12月21日	第5回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 3月17日	第6回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 6月13日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会において【両大会のマスコットキャラクター「キャプフィー・チャップフィー」が決定】
平成29年 7月11日	第7回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成29年 7月31日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第5回常任委員会および第5回総会開催 <u>国体 正式競技会場市町第三次内定【ゴルフ（少年男子）、軟式野球（成年男子）、高等学校野球（軟式）】</u>
平成30年 1月18日	第8回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 2月2日	※2日に分けて開催
平成30年 3月19日	第9回国体開催準備市町担当者連絡会開催

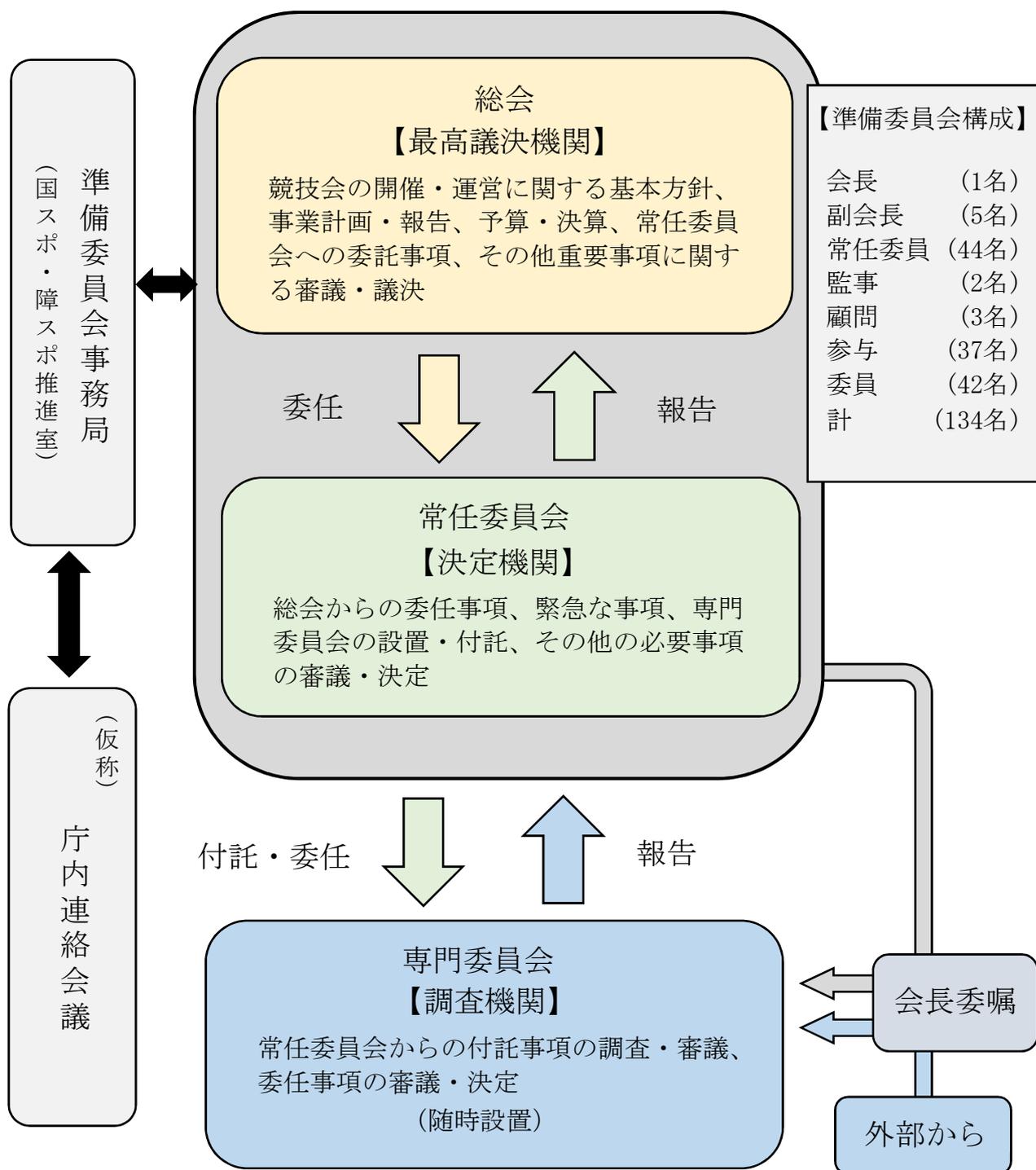
年 月 日	経 過 概 要
平成30年 5月21日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第6回常任委員会および第6回総会開催
平成30年 6月14日	公益財団法人日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において、第78回大会以降【大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ（こくすぽ）」】とすることを承認
平成30年 6月29日	第10回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年 9月27日	第11回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成30年11月13日	中央競技団体正規視察【軟式野球】実施
平成30年11月20日	中央競技団体正規視察【高等学校野球】実施
平成30年11月30日	第12回国体開催準備市町担当者連絡会開催
平成31年 2月12日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第13回広報・県民運動専門委員会において【両大会の愛称「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」およびスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」】が決定
平成31年 3月25日	中央競技団体正規視察【ゴルフ】実施
平成31年 4月 1日	文化スポーツ振興課から社会教育スポーツ課に課名変更、国体・全国障害者スポーツ大会推進室設置
令和元年 5月 9日	第13回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和元年 5月17日	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会第7回常任委員会および第7回総会開催 障スポ 正式競技会場地市町第一次内定【フライングディスク（身・知）、ポッチャ（身）】 国スポ 公開競技および会場地市町第一次内定【グラウンド・ゴルフ】
令和元年 6月 3日	滋賀県が公益財団法人日本スポーツ協会および文部科学省に対し、開催申請書を提出
令和元年 6月 6日	第14回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和元年 7月17日	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を滋賀県に内定
令和元年 9月 6日	第15回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和元年 9月29日 ～10月 2日	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【土浦市、笠間市】視察
令和元年10月 4日 ～10月 6日	第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」【土浦市、笠間市、牛久市】視察
令和元年11月22日	第16回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和2年 4月 1日	国体・全国障害者スポーツ大会推進室から国スポ・障スポ推進室に室名変更
令和2年 5月14日	第17回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催（書面開催）

年 月 日	経 過 概 要
令和 2 年 6 月 1 日	第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会滋賀県 開催準備委員会第 8 回常任委員会および第 8 回総会開催（書面開催）
令和 2 年 6 月 1 7 日	第 1 8 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 2 年 7 月 1 日	<u>デモンストレーションスポーツ実施競技および会場地市町第一次内定</u> <u>【ソフトバレーボール】</u>
令和 2 年 9 月 4 日	第 1 9 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 2 年 1 0 月 8 日	令和 7 年（2 0 2 5 年）第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障 害者スポーツ大会開催地を滋賀県に内定
令和 2 年 1 1 月 2 0 日	第 2 0 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 3 年 1 月 2 7 日	第 2 1 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 3 年 3 月 2 2 日	第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会滋賀県 開催準備委員会第 9 回常任委員会開催 <u>国スポ 正式競技開催予定施設に内定【サッカー（少年女子）】</u> <u>デモンストレーションスポーツ実施競技および会場地市町第二次内定</u> <u>【カローリング】</u>
令和 3 年 4 月 3 0 日	第 2 2 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 3 年 6 月 1 8 日	第 2 3 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 3 年 8 月 3 日	第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会滋賀県 開催準備委員会第 1 0 回常任委員会および第 9 回総会開催
令和 3 年 8 月 4 日	<u>中央競技団体正規視察【サッカー】実施</u>
令和 3 年 9 月 1 3 日	第 2 4 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 3 年 1 1 月 2 5 日	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会甲賀市</u> <u>準備委員会設立発起人会開催</u>
令和 3 年 1 2 月 1 6 日	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会甲賀市</u> <u>準備委員会設立発起人会（第 2 回）開催</u>
令和 4 年 1 月 2 7 日	第 2 5 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 4 年 3 月 1 7 日	第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会滋賀県 開催準備委員会第 1 1 回常任委員会開催（書面開催）
令和 4 年 4 月 2 7 日	第 2 6 回国スポ・障スポ開催準備市町担当者連絡会開催
令和 4 年 5 月 1 1 日	<u>第 7 9 回国民スポーツ大会・第 2 4 回全国障害者スポーツ大会甲賀市</u> <u>準備委員会設立総会・第 1 回総会および第 1 回常任委員会開催</u>

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	準備（実行）委員会組織	市
平成31年度 令和元年度 (2019) 【6年前】	滋賀県での開催が内定		教育委員会事務局 社会教育スポーツ課内に 国体・全国障害者スポーツ 大会推進室を設置
令和2年度 (2020) 【5年前】	コロナ禍により、鹿児島国体の 開催延期が決定 【滋賀国スポは令和6年 から令和7年に延期】		【令和2年度～】 国スポ・障スポ推進室に 名称変更
令和3年度 (2021) 【4年前】		設立発起人会	
令和4年度 (2022) 【3年前】	会場地総合視察 (日スポ協・文科省) 開催決定・会期決定 競技別会期決定	準備委員会設立（準備委員会事務局） 第1回総会、第1回常任委員会 専門委員会 随時開催 実行委員会発足（実行委員会事務局） 第2回常任委員会、第2回総会	【令和4年度～】 部内室に格上げ 庁内連絡会議
令和5年度 (2023) 【2年前】 <鹿児島県>		総会 常任委員会 各専門委員会 随時開催	
令和6年度 (2024) 【1年前】		国民スポーツ大会 リハーサル大会（競技毎に随時開催）	
令和7年度 (2025) 【開催年】		全国障害者スポーツ大会 リハーサル大会（近畿ブロック予選会） 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催 実行委員会解散	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会組織図



- 【専門委員会（案）】** ※委員会名は仮称
- 総務企画専門委員会（総合計画・広報計画、市民運動推進、歓迎・接伴等）
 - 競技式典専門委員会（競技運営計画、競技施設整備計画等）
 - 宿泊衛生専門委員会（宿泊計画、配宿、医療救護、食品衛生、環境衛生等）
 - 輸送交通・警備専門委員会（輸送計画、交通、警備、消防防災等）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 甲賀市準備委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的とし、また、全国障害者スポーツ大会は、競技を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

近年、少子高齢化、国際化、情報化など社会情勢の急激な変化に伴い、スポーツを取り巻く環境も大きく変化する中で、生涯にわたってスポーツを「する」「みる」「支える」ことで、人と人のつながりを育むことのできる健康で明るい社会が求められております。

このような中で令和7年（2025年）に第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会が滋賀県、そして本市で開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、さらなるスポーツ活動の普及・発展に大きく寄与することはもとより、本市の恵まれた自然や歴史・産業・文化といった地域資源を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

また、両大会開催に向けて市民一体となった取り組みは、市全体の連帯感を高め、「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」の実現に向けて極めて有意義なものと確信しております。

このような意義ある両大会を成功に導くために、市民、各種関係機関・団体、行政からなる「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」を設立し、甲賀市の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和3年11月25日

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会設立発起人

甲賀市長	岩永 裕貴
甲賀市議会議長	田中 喜克
甲賀市商工会会長	辻 彰
一般社団法人甲賀市スポーツ協会会長	治武 俊明
甲賀市教育委員会教育長	西村 文一

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

甲賀市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- （3）競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6）その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- （2）市議会議員
- （3）市職員
- （4）学識経験を有する者
- （5）前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

（役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1）会長 1名

- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。

4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 準備委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会 委員名簿 (案)**

(順不同・敬称略)

会 長：1名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市	甲賀市	市長	岩永 裕貴

副 会 長：5名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市議会	甲賀市議会	議長	田中 喜克
スポーツ	一般社団法人甲賀市スポーツ協会	会長	治武 俊明
産業・経済	甲賀市商工会	会長	辻 彰
市	甲賀市	副市長	正木 仙治郎
市	甲賀市教育委員会	教育長	西村 文一

常任委員：44名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市議会	甲賀市議会総務常任委員会	委員長	小河 文人
市議会	甲賀市議会厚生文教常任委員会	委員長	田中 新人
市議会	甲賀市議会産業建設常任委員会	委員長	橋本 恒典
競技団体	滋賀県軟式野球連盟	会長	奥村 展三
競技団体	滋賀県ゴルフ連盟	会長	南 啓次郎
競技団体	公益社団法人滋賀県サッカー協会	会長	森津 陽太郎
競技団体	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	代表理事	樋口 康之
競技団体	滋賀県グラウンド・ゴルフ協会	会長	田中 勇
競技団体	滋賀県ソフトバレーボール連盟	会長	玉木 謙壽
競技団体	滋賀県障害者フライングディスク協会	会長	井上 博基
競技団体	滋賀県ボッチャ連盟	会長	谷田 勝好
競技団体	甲賀市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	大原 克彦
スポーツ	滋賀県高等学校体育連盟	会長	長谷川 哲朗
スポーツ	甲賀市パラスポーツ協会	会長	村上 元庸
スポーツ	甲賀市スポーツ推進審議会	会長	小澤 信一
スポーツ	甲賀市スポーツ推進委員会	委員長	山崎 隆司
スポーツ	公益財団法人あいの土山文化体育振興会	理事長	西村 文一
スポーツ	公益財団法人甲賀創健文化振興事業団	理事長	西田 貞夫
教育	甲賀市小学校長会	会長	宝本 正樹
教育	甲賀市中学校長会	会長	木村 かおる
教育	甲賀市湖南市高等学校長会	会長	大林 義宜
教育	学校法人ルネス学園ルネス紅葉スポーツ柔整専門学校	理事長	山下 武
産業・経済	一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会	代表理事	小山 剛
産業・経済	信楽町観光協会	会長	奥田 忠司
産業・経済	甲賀市工業会	会長	則安 宏
産業・経済	甲賀農業協同組合	代表理事組合長	池村 正
市民・各種団体	甲賀市区長連合会	会長	杉本 龍弥
医療・福祉	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会	会長	林 善彦
警備・消防	滋賀県甲賀警察署	署長	瀧岡 英典
警備・消防	甲賀広域行政組合消防本部	消防長	本田 修二
県	甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	所長	小林 靖英

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
県	滋賀県甲賀土木事務所	所長	奥山 善之
市	甲賀市議会事務局	事務局長	田中 彼子
市	甲賀市総合政策部	部長	清水 和良
市	甲賀市総合政策部	市長公室長	柚口 浩幸
市	甲賀市総務部	部長	伴 孝史
市	甲賀市市民環境部	部長	澤田 いすづ
市	甲賀市健康福祉部	部長	檜野 ひかる
市	甲賀市こども政策部	部長	細井 喜美子
市	甲賀市産業経済部	部長	黒田 芳司
市	甲賀市建設部	部長	樋口 泰司
市	甲賀市上下水道部	部長	中島 教仁
市	甲賀市教育委員会事務局	教育部長	山本 英司
市	甲賀市監査委員事務局	事務局長	山元 正浩

監 事：2名

選出区分	所属機関・団体	役職	役職名
市	甲賀市監査委員	代表監査委員	山本 哲雄
市	甲賀市会計管理組織	会計管理者	藤田 文義

顧 問：3名

選出区分	所属機関・団体	役職	役職名
県議会	滋賀県議会	議員	富田 博明
県議会	滋賀県議会	議員	田中 松太郎
県議会	滋賀県議会	議員	村上 元庸

参 与：37名

選出区分	所属機関・団体	役職	役職名
市議会	甲賀市議会	議員	北田 麗子
市議会	甲賀市議会	議員	福井 進
市議会	甲賀市議会	議員	西山 実
市議会	甲賀市議会	議員	木村 眞雄
市議会	甲賀市議会	議員	中島 裕介
市議会	甲賀市議会	議員	奥村 則夫
市議会	甲賀市議会	議員	西田 忠
市議会	甲賀市議会	議員	瀬古 幾司
市議会	甲賀市議会	議員	西村 慧
市議会	甲賀市議会	議員	糸目 仁樹
市議会	甲賀市議会	議員	岡田 重美
市議会	甲賀市議会	議員	堀 郁子
市議会	甲賀市議会	議員	小倉 剛
市議会	甲賀市議会	議員	林田 久充
市議会	甲賀市議会	議員	山岡 光広
市議会	甲賀市議会	議員	田中 將之
市議会	甲賀市議会	議員	戎脇 浩
市議会	甲賀市議会	議員	谷永 兼二
市議会	甲賀市議会	議員	橋本 律子
市	甲賀市教育委員会	教育長職務代理者	松山 顕子

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
市	甲賀市教育委員会	委員	野口 喜代美
市	甲賀市教育委員会	委員	山脇 秀錬
市	甲賀市教育委員会	委員	藤田 浩二
報道	朝日新聞大津総局	総局長	平岡 和幸
報道	毎日新聞大津支局	支局長	村元 展也
報道	読売新聞大津支局	支局長	祝迫 博
報道	産経新聞大津支局	支局長	野瀬 吉信
報道	日本経済新聞社大津支局	支局長	木下 修臣
報道	中日新聞大津支局	支局長	原 誠司
報道	京都新聞滋賀南部総局	総局長	吉岡 清
報道	一般社団法人共同通信社大津支局	支局長	福富 正秀
報道	株式会社時事通信社大津支局	支局長	藤井 忠彦
報道	びわ湖放送株式会社	常務取締役	大杉 成聖
報道	株式会社京都放送滋賀支社	支社長	湯浅 勝
報道	株式会社あいコムこうか	代表取締役	中邨 雅明
報道	日本放送協会大津放送局	局長	手島 一宏
報道	株式会社エフエム滋賀編成制作部	部長	糸井 孝実

委員：42名

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
スポーツ	滋賀県軟式野球連盟甲賀地区	地区長	大治 正雄
スポーツ	甲賀市ゴルフ協会	会長	的場 計利
スポーツ	ベアズパウ ジャパン カントリークラブ	支配人	下村 岳生
スポーツ	甲賀市サッカー協会	会長	伴野 敬一
スポーツ	甲賀市グラウンド・ゴルフ協会	会長	中本 哲義
スポーツ	甲賀市スポーツ少年団	本部長	福井 尚子
スポーツ	甲賀市小学校体育連盟	会長	中山 勝則
スポーツ	甲賀市中学校体育連盟	会長	永井 泉
教育	甲賀市PTA連絡協議会	会長	山田 昭
産業・経済	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	支部長	林 初広
産業・経済	信楽料理旅館飲食業組合	組合長	平岡 孝
産業・経済	甲賀調理師会	会長	三好 良二
産業・経済	甲賀食品衛生協会	会長	平岡 孝
市民・各種団体	甲賀ロータリークラブ	会長	中嶋 慶喜
市民・各種団体	水口ライオンズクラブ	会長	西山 儀雄
市民・各種団体	公益社団法人水口青年会議所	理事長	松尾 幸治
市民・各種団体	国際ソロプチミスト甲賀	会長	奥田 康子
市民・各種団体	公益社団法人甲賀市シルバー人材センター	理事長	平田 正男
市民・各種団体	甲賀市国際交流協会	会長	中島 教芳
市民・各種団体	甲賀市青少年育成市民会議	会長	前田 武広
市民・各種団体	貴生川地域自治振興会	会長	福澤 賢一
市民・各種団体	綾野自治振興会「綾野学区まちづくり協議会」	会長	藪下 利男
市民・各種団体	みなくち自治振興会	会長	筒井 光雄
市民・各種団体	ばんたに自治振興会	会長	藤岡 忠史
医療・福祉	一般社団法人甲賀湖南医師会	会長	野村 康之
医療・福祉	甲賀湖南歯科医師会	会長	富山 佳寿人
医療・福祉	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	会長	古川 芳典
医療・福祉	公益社団法人滋賀県柔道整復師会湖南支部	支部長	西尾 秀則

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
医療・福祉	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	会長	富岡 正義
医療・福祉	甲賀市赤十字奉仕団連合会	会長	西川 みき子
医療・福祉	ゆうゆう甲賀クラブ	会長	田口 勝
医療・福祉	甲賀市身体障害者更生会	会長	増田 定雄
医療・福祉	甲賀市手をつなぐ育成会	会長	隠岐 傳次
警備・消防	甲賀市消防団	団長	増田 嘉彦
交通・インフラ	甲賀湖南交通安全協会	会長	田中 庄吾
交通・インフラ	一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎
交通・インフラ	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎
交通・インフラ	西日本旅客鉄道株式会社草津駅	駅長	北川 久男
交通・インフラ	近江鉄道株式会社	代表取締役社長	飯田 則昭
交通・インフラ	信楽高原鐵道株式会社	代表取締役社長	正木 仙治郎
交通・インフラ	日本郵便株式会社水口郵便局	局長	山口 俊彦
交通・インフラ	一般社団法人滋賀県建設業協会甲賀支部	支部長	山元 正史

会 長	1名
副 会 長	5名
常任委員	44名
監 事	2名
顧 問	3名
参 与	37名
委 員	42名
計	134名

第 1 回 総 会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

甲賀市準備委員会第1回総会 次第

1. 開会
2. 議事
 - 第1号議案
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市開催基本方針（案）
 - 第2号議案
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会令和4年度事業計画（案）
 - 第3号議案
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会令和4年度収支予算（案）
 - 第4号議案
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）
3. 報告事項
 - ・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会事務局規程
4. 閉会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 甲賀市開催基本方針（案）

1 基本方針

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会では、市民、各種関係機関・団体、行政が協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々を「おもてなしの心」を持ってお迎えし、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会を契機に、市民のスポーツへの関心を高め、より一層スポーツ活動の普及・発展に寄与するとともに、本市の恵まれた自然や歴史・産業・文化といった地域資源を全国に広く紹介する絶好の機会ととらえ、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1) スポーツで甲賀を元気にする大会

市民のライフスタイルに応じた「する」「みる」「支える」という多様なスポーツの関わり方を通して、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民協働・総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるような情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 甲賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活動の推進につなげます。

(4) みんながともに支え合う甲賀を目指す大会

障がいの有無や特性などにかかわらず、互いに尊重し、支え合いながら、誰もが健康で生き生きと暮らせる社会づくりにつながる大会を目指します。

(5) 甲賀の魅力を発信し、地域活性化につなげる大会

自然、歴史、文化など甲賀の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、「おもてなしの心」を持って選手・関係者等を温かくお迎えすることで本市を訪れる方々に心から満足していただき、地域活性化に結び付く大会を目指します。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 甲賀市準備委員会 令和4年度事業計画（案）

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 各種専門委員会（総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通・警備）＜随時＞

2 開催準備業務の推進

(1) 総務企画

- ・開催推進総合計画の策定、進行管理
- ・広報基本計画、市民運動基本計画の策定
- ・歓迎・おもてなし基本計画の検討、策定
- ・花いっぱい運動、運営ボランティアにかかる検討
- ・企業協賛取扱いの検討
- ・広報啓発活動の実施
- ・ホームページの開設

(2) 競技式典

- ・競技運営基本計画の策定
- ・競技日程・組合せ表作成に向けた検討
- ・施設整備基本計画の策定
- ・競技用具整備計画の策定
- ・競技役員等編成計画の策定
- ・リハーサル大会開催実施計画の策定

(3) 宿泊衛生

- ・宿泊基本計画の策定
- ・医事・衛生基本計画の策定

(4) 輸送交通・警備

- ・輸送・交通基本計画の策定
- ・警備・消防基本計画の策定

3 関係機関・団体及び競技団体との連絡調整

- (1) 滋賀県開催準備委員会との連絡調整
- (2) 競技団体及び共催市町との連絡調整
- (3) その他関係機関・団体との連絡調整

4 先催地の準備状況等の調査および研究

(1) 「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」の視察

- ・甲賀市開催競技を中心に視察

5 その他開催準備業務の推進

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会 令和4年度収支予算（案）

I 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	概 要
負 担 金	4,600	甲賀市負担金
合 計	4,600	

II 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	概 要
総務費	372	
会 議 費	230	総会・常任委員会・専門委員会開催経費 (コピーカウンター料金、通信運搬費等)
事務局費	142	消耗品費、燃料費 等
開催推進費	4,228	
調 査 費	1,434	先進地視察経費
広報啓発費	2,794	ホームページ制作業務委託料 懸垂幕の作成 等
合 計	4,600	

※歳出予算科目の予算額に過不足が生じた場合は、各科目間において経費の流用ができるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
甲賀市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（案）

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること。
- 3 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

甲賀市準備委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会会則(以下「会則」という。)第15条第3項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会(以下「準備委員会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 準備委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に、別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる甲賀市職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に非常勤職員等を置くことができる。

3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、準備委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、甲賀市職員服務規程(平成16年甲賀市訓令第9号)の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 準備委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲賀市事務専決規程(平成16年甲賀市訓令第3号)に規定する特に重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の管理及び取扱い)

第10条 文書には、「国障甲準委」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

第11条 処理済みの文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

- 2 会則第20条の規定により、準備委員会が解散したときには、保存文書を甲賀市へ引き継ぐものとする。

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、甲賀市文書取扱規程(平成16年甲賀市訓令第5号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体、用途及び個数は、別表第5のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の例による。

第5章 財務

（旅費及び費用弁償）

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、甲賀市職員の旅費に関する条例（平成16年甲賀市条例第41号）及び甲賀市職員の旅費に関する条例施行規則（平成16年甲賀市規則第140号）の例による。

2 準備委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について、費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、甲賀市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年甲賀市条例第33号）の例による。ただし、準備委員会の会議の出席に要する経費については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書やその他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員）

第18条 事務局に出納その他の会計を処理させるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、甲賀市財務規則（平成16年甲賀市規則第33号）の例によ

る。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

所掌事務
(1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。
(3) 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること
(4) 準備委員会の予算及び決算に関すること。
(5) その他準備委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2 (第4条関係)

事務局長	甲賀市教育委員会事務局教育部長
事務局次長	甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室長
事務局職員	甲賀市教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室職員

別表第3 (第8条関係)

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員等の任免に関すること。	○	
(3) 非常勤職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行命令に関すること。	準備委員会の委員等、事務局次長	事務局職員 非常勤職員等

(6) 予算の執行に関すること。	1件の予定価格が300万円以上のもの	1件の予定価格が300万円未満のもの
(7) 予算の流用に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(8) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第5（第13条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途	個数
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会会長印	正方形	27ミリメートル	てん書	会長名をもつてする文書	1個

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

甲賀市準備委員会事務局：甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL：0748-69-2253 FAX：0748-69-2293

E-MAIL：koka30107600@city.koka.lg.jp

